

辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2004年 3月15日 NO.27

朝日新聞に掲載されました！

三月十二日（金）の朝日新聞・朝刊（全国版）に、辻泰弘の投稿文が掲載されました。内容はお手盛りとの批判の強い国会議員互助年金の改革についてです。全国津々浦々に配達された辻泰弘の活躍ぶりをじっくりとご覧下さい！

☆みずおか俊一さんがHP開設！
参議院選に向け、現在活動中のみずおか俊一さんのHPを、ぜひ、ご覧下さい！

<http://www.mizuoka.net/> です！



☆ご意見、ご要望は下記まで
国会事務所 Tel. 03-3508-8402
HPは、<http://yasuhiro-tsuji.jp/>

参議院議員（民主党） 辻 泰弘



私の視点

開会中の通常国会最大のテーマは年金改革である。政府・与党の改革案は、国民が求める「安心」「信頼」「公平」など、どの面から見ても不十分であり、大いに論戦を挑みたい。しかし、その前に国民の代表たる国会議員が襟をたださなければならぬ問題がある。最近、多くの有権者から問いかける国会議員互助年金の改革である。

「（年金問題タウンミーティング）坂口力厚生労働大臣が法36条の「議員は、別に定めるところにより、退職金を受け取ることができる」との規定。それを受け、国会議員互助年金法（議員立

◆国会議員年金「お手盛り」抜本改革を

万円）を支給する制度である。受給者は現在537人おり、受給額は平均年460万円、最高は741万円となっている。

互助年金の根拠は、国会法36条の「議員は、別に定めるところにより、退職金を受け取ることができる」との規定。それを受け、国会議員互助年金法（議員立

給資格を得るのに保険料を25年支払う必要があるのに対し、互助年金は10年、3年以上払ってれば、納付金の8割が返還される。こう見ると、国会議員互助年金の互助とは、誰と誰の助け合いなのかという根本的な疑問に突き当たる。現状では、国会議員が国民に一方的に助けてもらって

制、所得制限の強化などを図る方法である。退職一時金であれば、年金であれ、いずれにせよ社会通念上常識的な制度にしなければならぬ。衆議院議会制度協議会では、見直し作業に入ること、一致したようだが、悠長な対応では国民の理解は得られない。小泉首相は先月、国会で

イングで議員年金見直し（法）で「互助の精神に則した意見（参加者から）万雷の拍手が起きた」と語っているように、国民の注目度は極めて高い。

国会議員互助年金は、10年以上在職した元議員に65歳から、退職時の歳費の3分の1以上（在職10年で年41.2万円、25年で53.5万円）を支給する制度である。受給者は現在537人

独立会計ではなく、負担と給付の対応もなく、バランスも全くとれていない。さらに、国民年金（基礎年金）と厚生年金（2階部分）への国庫負担割合がそれぞれ33%、0%なのに對し、国会議員互助年金はその割合が73%にもなっている。また、厚生年金では受

いるだけではないのか、といわれても仕方がない。当面の改革の方向は二つ。一つは、国会法の原点に立ち戻り、退職一時金として制度化する方法。もう一つは、特別職国家公務員である国会議員を国家公務員共済制度に組み込み、国庫負担の圧縮、給付の抑

「（国会議員互助年金改革の）いい機運が出てきたので、ぜひ、与野党で改革していただきたい」と答えた。改革の機運は整ってきた。速やかに国会全体の合意を取りまとめ、実現していくことが必要である。年金制度の安定は、国民の納得と合意なくしてあり得ない。まず、議員自らお手盛りと言った国会議員互助年金の改革を進め、範を示さなければならぬ。

投稿規定 13000字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒104-8011朝日新聞社企画報道部「私の視点」係へ。電子メールは sten@asahi.com 二重投稿、採否の問い合わせは遠慮ください。本社電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。